

ものづくり功労者 熊本県知事表彰

募 集

県では、今年度から県内製造業の方々を対象とした表彰制度を創設しました。

これまで熱心に取り組んできた新製品開発や5S運動、社会福祉活動など、本県産業の発展に貢献された方々を表彰します。

募集期間

平成28年

1月20日（水）



2月26日（金）

県内事業者のみなさま、

奮ってご応募ください！！

お問い合わせはコチラ

TEL

096-333-2319

ホームページ
ページ

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_14281.html

熊本県商工観光労働部新産業振興局 産業支援課

応募にあたっての留意事項

応募要件

◆応募要件は、以下のとおりです。

- (1) 県内に本社を有する製造業者及びこれに準ずるものとして、知事が認めた事業者
- (2) 次のいずれかの基準に該当し、その功績が特に優れている又は他の模範となる事業者
 - ① 時代のニーズを先取りした新製品の開発、及び画期的な工夫によりヒット商品開発に成功したもの
 - ② 5S運動※1、QCQP※2の徹底等により組織改革または経営基盤の向上に功績が認められるもの
 - ③ 新たなビジネスモデルの導入により、収益性の向上に大きく貢献したもの
 - ④ 環境保全、公害の防止等地球環境を守る活動に貢献したと認められるもの
 - ⑤ 社会奉仕、福祉事業等社会を明るくする活動に貢献したもの
 - ⑥ 小規模企業者（従業員20人以下）で、独自の原材料や技術を用いて、地域を代表する製品を製造していると認められるもの
 - ⑦ その他、熊本県産業の発展に著しく功績があったと認められるもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの
- (4) 次のいずれにも該当しないもの
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をしたもの
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続き開始の申立をされたもの
 - ③ 国又は都道府県から指名停止の処分を受けているもの
- (5) 労働保険、社会保険、消費税、地方消費税及び都道府県税において未納がないもの
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないもの
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないもの

※1 5S：整理、整頓、清掃、清潔、しつけ

※2 QCQP：Quality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）、Planning（提案制度）

応募方法

◆ホームページから申請書類をダウンロードして、産業支援課へ書面で提出してください。

- ① 「ものづくり功労者熊本県知事表彰」申請書
- ② 製品や活動等の写真
- ③ その他参考資料

審査方法

◆審査にあたっては、事業所を訪問します（3月頃）。

表彰式

◆知事から表彰状を授与する予定です（3月下旬から4月上旬予定）。

※詳細は、ものづくり功労者熊本県知事表彰募集要領を参照ください。